

洪水に備えて

災害時要援護者施設用

洪水時の避難確保計画作成のてびき

川崎市 総務企画局 危機管理室

平成29年 2月

はじめに

近年、集中豪雨等による水害が頻発しており、短時間で河川が増水したり、堤防が決壊して甚大な被害が発生する事例も増えてきています。洪水時の被害を最小限にするためには、平時より水害リスクを認識したうえで、氾濫時の危険箇所や避難場所についての正確な情報を知っていただくことが何より重要です。

平成25年の水防法改正により、①避難確保計画の作成、②訓練の実施、③自衛水防組織を設置した場合の措置の3点について、浸水想定区域内の災害時要援護者施設の所有者又は管理者の皆様にご協力義務として定められました。

川崎市では、本資料（以下、「てびき」という。）及び「災害時要援護者施設（医療施設等を除く）の洪水時の避難確保計画作成要領」（以下、「要領」という。）を作成し、施設管理者及び施設職員の皆様に、これらを活用して、避難確保計画の作成に取り組んでいただくようお願いしてきたところです。

昨年5月以降、平成27年の水防法改正により、多摩川及び鶴見川について、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水浸水想定区域が国から発表されました。

川崎市としましては、これを機会に「てびき」及び「要領」を改正いたしましたので、洪水浸水区域内の災害時要援護者施設の施設管理者及び施設職員の皆様は、「てびき」及び「要領」を活用して、避難確保計画の見直しや作成に取り組んでいただくようお願いいたします。



～目次～

1	洪水のリスクについて	1
2	災害時要援護者施設の範囲について	3
3	気象情報、洪水予報について	4
4	市が発令する避難に関する情報について	6
5	気象情報や避難に関する情報の伝達について	8
6	施設の洪水の危険性の確認について	11
7	施設に応じた避難行動の確認について	12
8	避難確保計画の作成及び訓練の実施について	15
9	川崎市への報告について	17

1 洪水のリスクについて

洪水や浸水想定区域がどのようなものか知っておきましょう。

(1) 洪水とは

河川の流域に大雨が降ったり、山の積雪が春に融けたりして、河川に多量の水が流出してくる現象を洪水といいます。

川崎市で洪水が発生する場合の気象的な原因は、出水期（6月から10月ごろまで）の前線や台風に伴う大雨が主なものと考えられます。日本では雨が多く、山地が海に迫っているために、河川の長さは短く、勾配も急で、山地の雨は短時間に平野部に流れ出てきて氾濫しがちとなります。このため、洪水の被害は比較的多い国であるといえます。

また、日本の気象災害のなかでは、洪水による被害は、人的被害においても物的被害においても、もっとも大きな災害をもたらすものといえます。それは、日本の平野はその大部分が、河川が土砂を運んできたことによってできた平野であり、そこに多くの人口や資産が集中していることに原因があります。そして、川崎市の平野部もまさに、多摩川の堆積作用などにより形成されたものと考えられています。

(2) 洪水浸水想定区域とは

想定最大規模降雨によって、対象とする河川の堤防が破堤又は溢水した場合に、その氾濫水により浸水することが想定される区域です。

多摩川及び鶴見川については、国が管理する部分の洪水浸水想定区域が、平成28年5月と8月にそれぞれ公表されました。前提となる降雨条件（「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」）は、以下の表のとおりです。

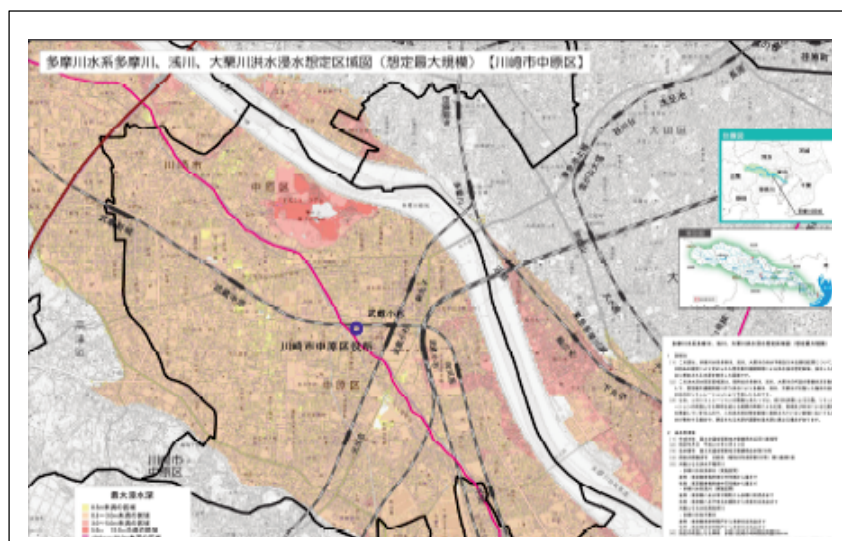
※ 多摩川と鶴見川の「想定最大規模降雨」と「計画規模降雨」の比較

区 分	多摩川		鶴見川	
	想定最大規模降雨	計画規模降雨	想定最大規模降雨	計画規模降雨
想定降雨	2日間総雨量 588mm	2日間総雨量 457mm	2日間総雨量 792mm	2日間総雨量 405mm

公表された情報には以下のものがあります。

- 浸水想定区域（最大規模降雨、計画規模降雨）
- 想定される浸水深
- 浸水継続時間
- 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食）

【参考】最大規模降雨による洪水浸水想定区域の例（多摩川）



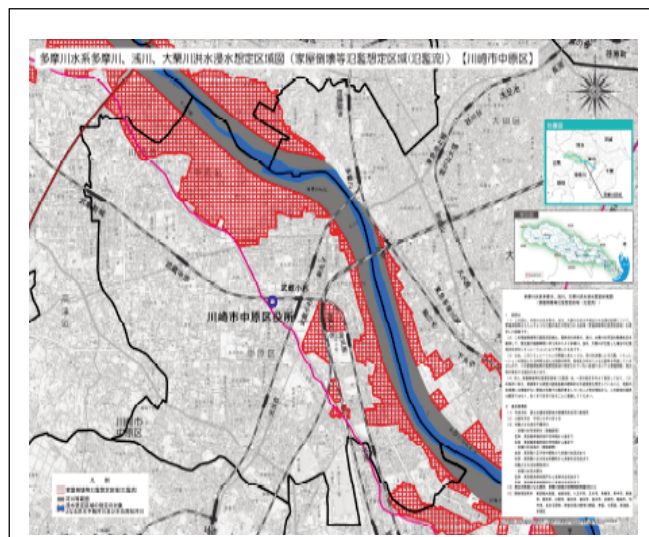
(3) 家屋倒壊等氾濫想定区域とは

堤防沿いの地域等、家屋の倒壊・流失をもたらすような、堤防決壊に伴う激しい氾濫流や河岸侵食が発生することが想定される区域です。

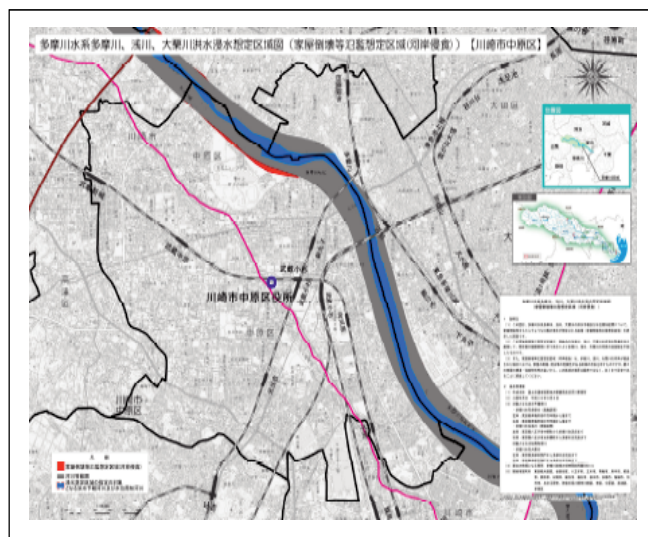
この区域内で、特に木造家屋にお住まいの場合は、洪水時に避難勧告等に従って安全な場所に確実に立ち退く必要があります。

【参考】家屋倒壊等氾濫想定区域の例（多摩川）

<氾濫流>



<河岸侵食>



(4) 浸水想定区域の確認方法

浸水想定区域は、神奈川県ウェブサイトで確認することができます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/p1039490.html>

2 災害時要援護者施設の範囲について

水防法第15条第1項第4号ロに定める「社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」は、次のとおりです。

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いこいの家
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、情緒障害児短期医療施設、特別支援学校
乳幼児施設	認可保育所、家庭保育福祉員、認可外保育施設（認定保育園、地域保育園、おなかま保育室）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク、幼稚園
その他	病院、診療所、助産所（有床に限る）

3 気象情報、洪水予報について

洪水への注意や警戒を呼びかける気象情報や洪水予報の種類と意味をしっかりと理解しておきましょう。

(1) 気象情報

気象庁は、大雨などによって災害が起こるおそれのあるときは「大雨注意報」「洪水注意報」を、重大な災害が起こるおそれのあるときは「大雨警報」「洪水警報」を、また、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに「大雨特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけます。

種類	注意喚起・警告内容
大雨注意報	大雨により、災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには大雨警報が発表されます。対象となる災害として、浸水災害や土砂災害などがあげられます。大雨警報は、対象となる災害が「浸水害」または「土砂災害」と表示されます。
大雨警報（浸水害）	
洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水することにより、災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水注意報が、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときには洪水警報が発表されます。対象となる災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による災害があげられます。
洪水警報	
記録的短時間大雨情報	大雨警報が発表されている状況で、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために、発表されるものです。
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表されます。重大な災害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。雨がやんでも、重大な土砂災害などのおそれが著しく大きい場合は、発表が継続されます。

(2) 洪水予報

国や都道府県が管理する河川のうち、流域面積が大きく、洪水により大きな損害を生ずる河川については、国土交通省または都道府県と気象庁が共同で、河川を指定して洪水予報を行っています。多摩川及び鶴見川はいずれも、洪水予報の対象となる河川として指定されています。

洪水予報	発 表 基 準	市町村・住民・要援護者に求められる行動
多摩川 鶴見川	所定の水位観測所の水位が氾濫注意水位（水防団の出動の目安の水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表されます。	氾濫の発生に対する注意を求める段階です。
多摩川 鶴見川	所定の水位観測所の水位が避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安、河川の氾濫に関する住民への注意喚起の水位）に到達した時、あるいは水位予測に基づき氾濫危険水位に到達すると見込まれる場合に発表されます。	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階です。 市は、状況に応じて避難準備・高齢者等避難開始を発令します。 <u>移動に時間を要する災害時要援護者は避難を開始してください。</u>
多摩川 鶴見川	所定の水位観測所の水位が氾濫危険水位（市町村長の避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断、相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の恐れがある水位）に到達した場合に発表されます。	いつ氾濫してもおかしくない状態です。 市は、避難勧告を発令します。 <u>住民は避難を判断し、状況に応じて避難を開始してください。</u>
多摩川 鶴見川	多摩川または鶴見川で氾濫が発生した場合に発表されます。	市は、避難指示（緊急）を発令します。 <u>避難途中の住民は速やかに避難を完了してください。</u> <u>避難していない住民は上層階へ避難してください。</u>

＜川崎市域に関係する水位観測所＞

河川	水位観測所	川崎区	幸区	中原区	高津区	多摩区
多摩川	石原観測所	—	—	—	○	○
	田園調布(上)観測所	○	○	○	○	○
鶴見川	綱島観測所	○	○	—	—	—

（３）水位周知

流域面積が小さく、洪水予報を行う時間的余裕がない河川は、水位周知河川と呼ばれており、避難やその準備のための目安となる水位が発表されます。本市では、三沢川、鶴見川の一部（麻生区）、平瀬川、平瀬川支川、二ヶ領本川、五反田川、矢上川、麻生川、有馬川、真光寺川が該当します。（P. 24 「＜参考 3＞ 2 水位周知河川の水位観測所・水位」参照）

4 市が発令する避難に関する情報について

避難に関する情報の意味をしっかりと理解しておきましょう。

市が発令する避難に関する情報としては、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告及び避難指示（緊急）があります。

（１）避難に関する情報の意味

それぞれの情報が発令される状況や情報により住民等に求める行動は次のとおりです。

区 分	発令時の状況	避難が必要な住民等に求める行動
避難準備・高齢者等 避難開始	要援護者等で避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が高まった状況です。	○災害時要援護者は、避難行動を開始してください。 ○災害時要援護者以外の住民は、家族等との連絡、避難場所の確認、立ち退き避難が必要な場合は持出品の用意等の避難準備を開始してください。
避難勧告	住民が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生が明らかに高まった状況です。	○近くの避難所等の安全な場所への立ち退き避難を行ってください。想定浸水深が浅い場合は、屋内の安全な場所への避難も可能です。
避難指示（緊急）	前兆現象の発生等切迫した状況から、人的被害の発生が非常に高いと判断された状況です。	○避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難を直ちに完了してください。 ○避難していない住民は、直ちに立ち退き避難を行うか、その避難行動に余裕がない場合は、最上階に避難するなど、生命を守る最低限の行動を完了してください。

(2) 避難に関する情報の発令基準

川崎市では次の発令基準に基づき、洪水に関する避難勧告等を発令することとしています。

区 分	基 準
避難準備・高齢者等 避難開始	○避難判断水位に到達し、かつ、上流の水位観測所の河川水位の上昇やはん濫警戒情報の内容、降水短時間予報等により、夜遅くから明け方にかけて氾濫するおそれがある場合。
避難勧告	○はん濫危険水位（特別警戒水位）に到達した場合、又は避難判断水位を超えた状態で、気象情報や降水短時間予報から多量の降雨が予想される場合。 ○河川施設が被害を受け、氾濫するおそれがある場合。
避難指示（緊急）	○水位が堤防高に到達するおそれが高い場合、若しくは異常な漏水の進行や決壊のおそれが高まった場合、又は決壊や越流が発生した場合

レベル	水 位	洪 水 予 報	避難に関する情報	一般的な対応
5	氾 濫 の 発 生	〇〇川氾濫発生情報	避難指示(緊急)	●避難中の方は、避難を直ちに完了。 ●すでに浸水が始まっている場合等には無理に避難所へは移動せず、浸水しない安全な場所へ一時的に避難。
4 (危険)	氾 濫 危険水位	〇〇川氾濫危険情報	避難 勧 告	●避難所等へ避難開始。
3 (警戒)	避難判断 水 位	〇〇川氾濫警戒情報	避難準備・高齢者等 避難開始	●災害時、避難に時間を要する方(高齢者、障害者、乳幼児等)は、避難所等への避難を開始。 ●通常の避難行動ができる方は、家族等との連絡、非常用持出品の用意などの避難準備、家財の防水対策を行い、引き続き河川の氾濫等に関する情報に注意。
2 (注意)	氾 濫 注意水位	〇〇川氾濫注意情報		●氾濫に関する情報に注意
1	水防固待機水位			

5 気象情報や避難に関する情報の伝達について

気象情報や避難に関する情報の収集方法を確認しておきましょう。

川崎市では、気象情報や避難に関する情報を様々な方法でお伝えしています。皆様には次の様々な方法で情報を収集していただくことが可能ですので、各施設の環境に応じて、情報収集方法をあらかじめ確認しておきましょう。

(1) メールで収集する

ア メールニュースかわさき

登録いただいたメールアドレスに川崎市の防災、気象、災害等に関する情報を配信します。

次のメールアドレス宛に空メールを送信してください。

【パソコンから】

mailnews@k-mail.city.kawasaki.jp

【携帯電話・スマートフォンから】

mailnews-m@k-mail.city.kawasaki.jp



メールニュースかわさき
携帯用QRコード

【利用上の注意】

○情報配信料は無料ですが、通信費は、利用者負担となります。

○ドメイン指定受信等の迷惑メール対策を設定している場合、サービスを利用できない場合がありますので、あらかじめ、

@k-mail.city.kawasaki.jp 及び

@k-mail.kikikanri.city.kawasaki.jp

が受信できるように設定の確認をお願いします。

○URL リンク付メールの受信拒否を設定している場合には、登録ができませんので設定を解除してください。

イ 緊急速報メール

携帯電話やスマートフォンを使い、災害時でも、通信規制や回線の混雑の影響を受けにくい情報伝達手段です。

川崎市では、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報を迅速かつ一斉に配信します。

なお、登録や受信料は不要です。ただし、スマートフォンからの利用にあたっては、アプリが必要な場合がありますので、御確認ください。

(2) F A Xで収集する

川崎市では、土砂災害警戒区域内の災害時要援護者施設及び学校へF A Xにより、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報をお知らせします。（平成28年4月以降）

(3) インターネットで収集する

ア 川崎市ホームページ (<http://www.city.kawasaki.jp/>)

緊急時には市ホームページトップページに緊急情報を表示します。

イ 川崎市防災情報ポータルサイト

市内の災害に関する緊急情報や被害情報、避難情報などを掲載するほか、平常時にも役立つ情報を掲載しています。

【パソコン用 URL】

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/>

【携帯電話・スマートフォン用 URL】

<http://portal.kikikanri.city.kawasaki.jp/m/>



防災情報ポータルサイト
携帯用QRコード

(4) テレビやラジオで収集する

ア 地上デジタル放送・ケーブルテレビ

テレビ神奈川（3ch）や、YOUテレビ、iTS COM、J:COMのデータ放送を利用して、川崎市の防災気象情報を配信します。

イ かわさきFM（79.1MHz）

川崎市からの緊急情報や安否情報、ライフライン情報等を放送します。

(5) 防災行政無線で収集する

ア 防災行政無線（屋外受信機）

屋外にあるスピーカーから情報をお知らせするもので、川崎市では、土砂災害警戒情報の発表や、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令等の情報を放送します。なお、避難勧告・避難指示（緊急）を発令する場合には、サイレンを断続的に放送します。

イ 防災行政無線（戸別受信機）

防災行政無線は、戸別受信機（専用のラジオのような装置）を導入することにより、施設内でも聞くことができます。

導入には、有償にて機器の購入、受信用の屋外アンテナの取付け工事を行っていただくとともに、川崎市へ事前に申請が必要となります。なお、電波の受信状況が良く、機器本体のアンテナで受信できる場合、屋外アンテナは必要ありません。

詳しくは、危機管理室情報担当まで御相談ください。

ウ 防災テレホンサービス

防災行政無線の放送内容は、電話でも聞くことができます。（通常時は「防災一口メモ」が流れます。）

【県内の一般加入電話、公衆電話、一部のIP電話から】

0120-910-174（通話料無料）

【携帯電話、PHS、県外の一般加入電話・公衆電話から】

044-245-8870（通常の通話料がかかります。）

☑チェックポイント

施設の環境を考慮して、情報収集の手段を決めておきましょう！

- ☐ メールニュースかわさき
- ☐ 緊急速報メール
- ☐ F A X
- ☐ 川崎市ホームページ
- ☐ 川崎市防災情報ポータルサイト
- ☐ 地上デジタル放送・ケーブルテレビ
- ☐ かわさきFM
- ☐ 防災行政無線
- ☐ 防災テレホンサービス

6 施設の洪水の危険性の確認について

施設の洪水の危険性を知るため、施設の敷地における想定浸水深を確認しておきましょう。

洪水の浸水想定区域内にある災害時要援護者施設等の所有者又は管理者等は、敷地（建物と庭等）における想定浸水深を確認してください。

浸水想定区域及び想定浸水深は、洪水ハザードマップで確認することができ、市ホームページにも掲載しています。

また、市ホームページの「かわさきハザードマップ」をお使いいただけますと、施設の住所を入力することにより、簡単に検索することができます。

※いずれも、新たな浸水想定を踏まえ、改定作業中です。

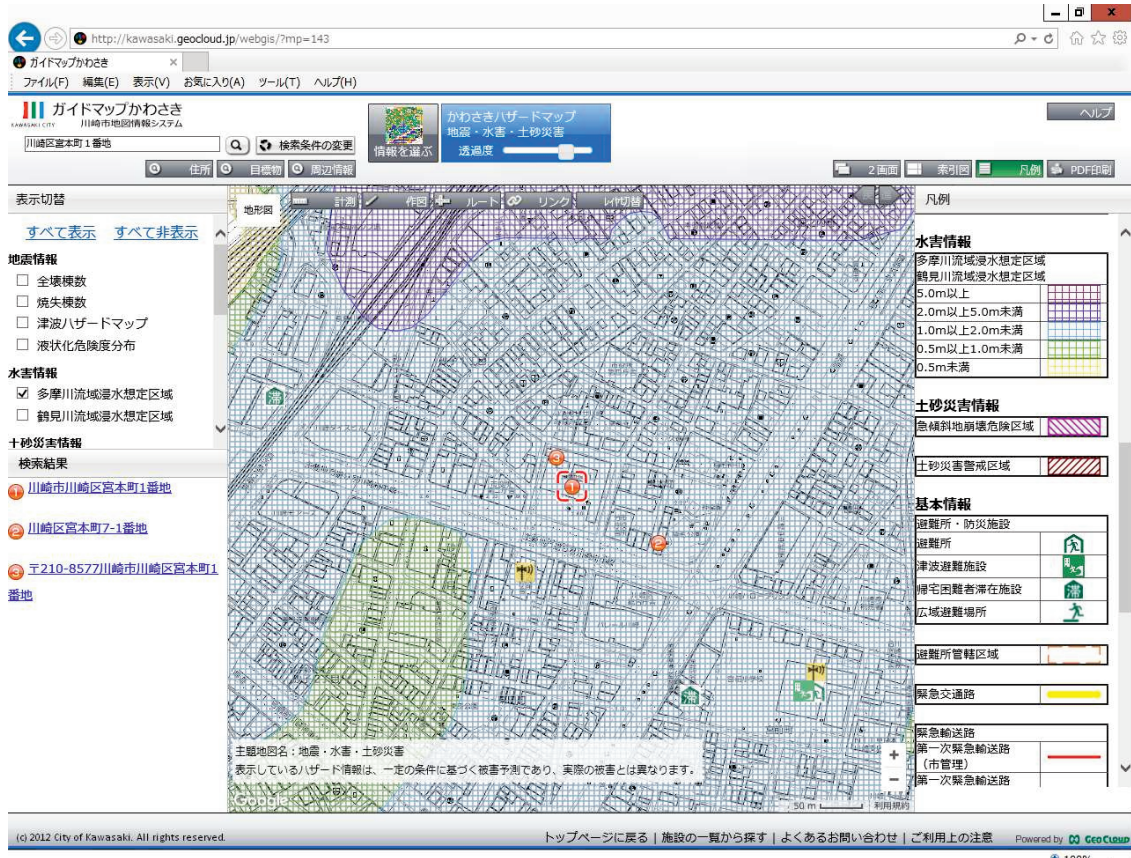


【洪水ハザードマップ URL】

<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/15-3-24-3-5-0-0-0-0-0.html>

【かわさきハザードマップ URL】

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?mp=143>



7 施設に応じた避難行動の確認について

施設利用者の避難誘導等にあたり、施設の運営の状況、立地、構造等に応じて、避難行動をあらかじめ確認しておきましょう。

避難行動の考え方は、次のように国から示されている考え方に基づいたものです。

避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(H27.8 内閣府(防災担当))
<抜粋>

○避難行動

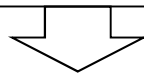
次の全ての行動を避難行動とすることとしています。

- ア 指定緊急避難場所への移動
- イ (自宅等から移動しての) 安全な場所への移動(公園、親戚や友人の家等)
- ウ 近隣の高い建物、強度の強い建物等への移動
- エ 建物内の安全な場所での待避

○立ち退き避難(上記ア～ウ)が必要な災害の事象

水害(河川氾濫、内水氾濫)

- ① 比較的大きな河川において、堤防から水があふれたり(越流)、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合
- ② 山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合
- ③ 氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることに より、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合
- ④ 地下・半地下に氾濫した水が流入する場合
- ⑤ ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合



(1) 避難行動の考え方

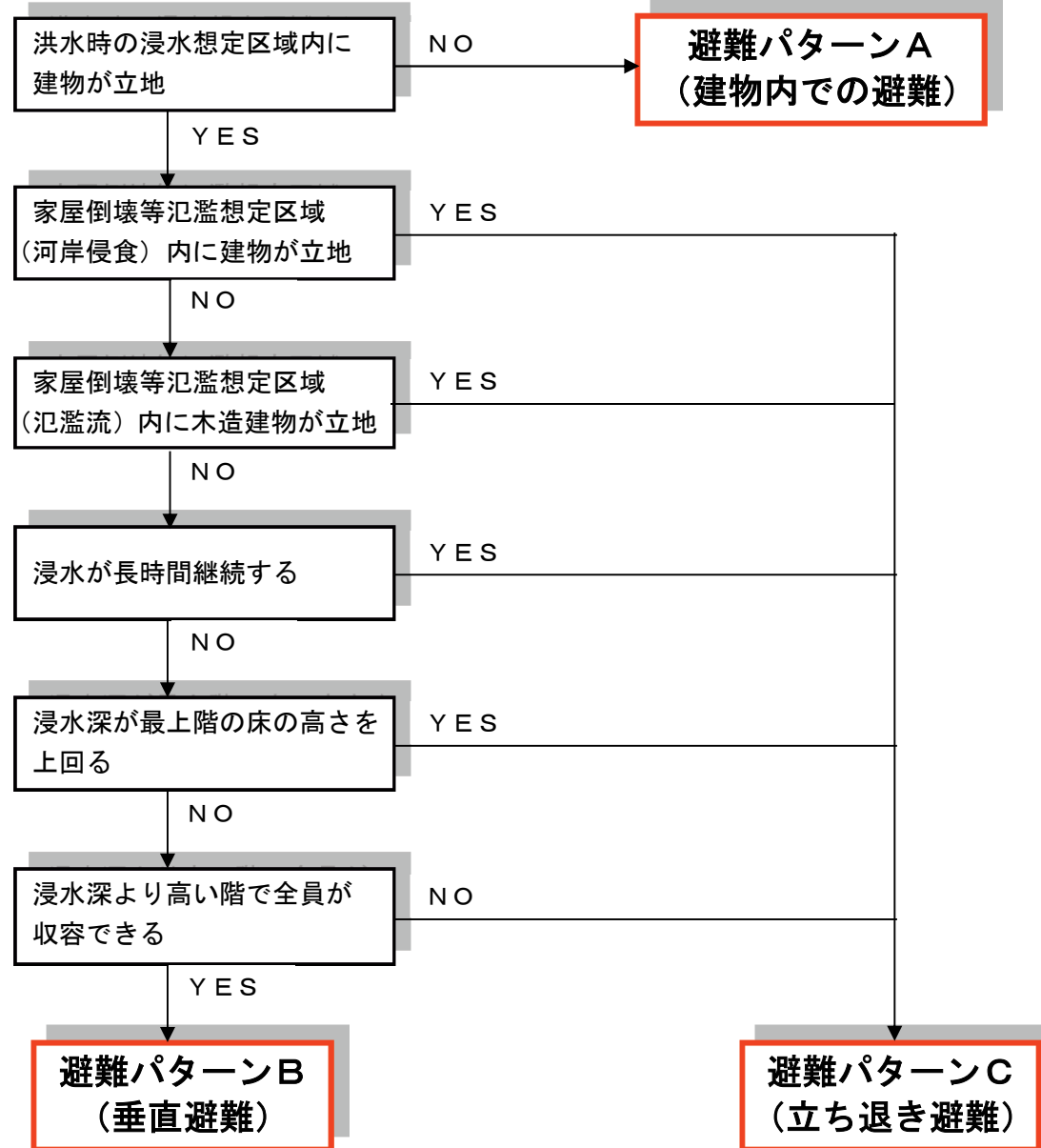
洪水から身を守るためには、命の危険を脅かされる可能性がない場所に避難することと、洪水が発生するまでに避難を完了することが原則です。

ただし、大雨時には道路冠水等が発生していることが考えられますので、避難行動における安全の確保を心掛けましょう。

(2) 施設に必要な、適切な避難行動の確認

施設のそれぞれの状況に応じて、適切な避難行動は異なることから、次のフローを参考にして確認してください。

■施設内での避難判断フロー■



避難パターンA	建物内で安全を確保します。(建物内での避難)
避難パターンB	建物内で浸水深より高い階で避難します。(垂直避難)
避難パターンC	施設の車両や介護タクシー等を活用して、あらかじめ選定した避難所、または浸水想定区域外の施設等に避難します。(立ち退き避難)

(3) 立ち退き避難における避難先の選定

避難先は、あらかじめ、関連する施設や川崎市が開設する避難所等から選定してください。(避難先までの避難経路が冠水する場合もありますので、避難先は2箇所以上選定してください。)

なお、実際の避難所の開設状況については、川崎市防災情報ポータルサイト、メールニュースかわさき、などでお知らせしますので確認してください。

☒チェックポイント

避難先を2箇所以上選定しておきましょう！

① ()

② ()

(4) 避難に要する時間の確認

(2) で確認した「必要な、適切な避難行動(避難パターン)」、(3) で確認した「避難先」を基に、施設の職員体制、施設利用者の人数、移送手段の確保などを考慮して、避難先への避難に要する時間を確認してください。

☒チェックポイント

避難に要する時間を確認しましょう！

☐ (時間 分)

8 避難確保計画の作成及び訓練の実施について

迅速な避難行動がとれるよう、避難確保計画の作成により『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にして、訓練を実施しましょう。

川崎市地域防災計画に掲載した災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、これまで確認してきた、「情報収集の手段」、「施設の立地と想定浸水深」、「適切な避難行動」、「避難先」、「避難に要する時間」の情報を基に、『いつ、誰が、何を行うのか』を明確にしながら、避難確保計画の作成に努めていただきます。

(1) 避難確保計画作成の流れ

市では施設管理者が避難確保計画を作成していただくために、本てびきとあわせて、「ひな形」を作成しました。

次の(2) 避難確保計画の構成と、「ひな形」に掲げられている各事項は概ね対応しており、施設管理者は、(2) 避難確保計画の構成に沿って、「ひな形」から避難確保計画を作成することができます。なお、「ひな形」の記載内容は各施設の状況に応じ適宜変更してください。

既に、消防計画や地震等の災害に対処するための具体的な計画を定めている場合には、「ひな形」等を参考にして、既存の計画に「洪水時の避難確保計画」の項目を追加することでも作成したこととなります。

(2) 避難確保計画の構成

避難確保計画では次の事項を定めることとなります。(水防法施行規則第16条関連)

- ア 洪水時の防災体制に関する事項
- イ 施設利用者の洪水時の避難の誘導に関する事項
- ウ 洪水時の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- エ 洪水時を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- オ 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する事項
 - (ア) 水防管理者（川崎市）その他関係機関との連絡調整、自衛水防組織が行う業務に関する活動要領
 - (イ) 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練
 - (ウ) その他必要な事項
- カ 前各号のほか、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

(3) 避難確保計画の保管場所及び活用方法

避難確保計画は、洪水が発生するおそれがある場合にはすぐに取り出せるような場所に保管しておきましょう。施設管理者及び施設職員はその保管場所を周知しましょう。

(4) 訓練の実施

避難を円滑かつ迅速に確保するためには、避難確保計画に基づく訓練を

実施し、必要に応じて計画を見直すことが必要不可欠です。施設管理者及び施設職員は、洪水に関する研修や防災訓練を積極的に行うことで、避難確保計画の内容を周知しましょう。

研修や訓練には、避難確保計画のほか、川崎市が発行している防災啓発冊子「備える。かわさき」などが活用できます。（市ホームページにも掲載しています。）

避難訓練等については、ボランティア団体やNPO等と協力して、実際に近い形で行うと効果的です。

地震等を想定した情報伝達訓練や避難訓練を実施している施設では、当該訓練を実施することで、避難確保計画に基づく訓練も実施したとすることができます。

ただし、災害の種類によって避難場所や避難経路が異なる場合がありますので、施設職員等への周知や、洪水避難に関する研修を別途実施してください。

（５）日ごろの備え

ア 浸水想定区域図等を参考に施設の浸水状況、周囲の状況等を確認してください。

イ 区役所や消防署等の連絡先を事前に確認してください。

ウ 避難をする際の役割分担をあらかじめ決めておいてください。

エ 施設職員等への教育や訓練などを定期的に行ってください。

オ 速やかな避難が行われるように避難に関する計画やマニュアルを整備するなどの準備をしておいてください。

9 川崎市への報告について

避難確保計画を作成されましたら、市への報告をお願いします。

水防法により、災害時要援護者施設の所有者又は管理者は、避難確保計画を作成し、または自衛水防組織を置いたときは、以下のとおり市長へ報告することが定められておりますので、ご協力をお願いいたします。

- (1) 避難確保計画を作成したときは、遅滞なくこれを市長に報告してください。また、当該計画を変更したときも、同様です。(水防法第15条の3第2項関連)
- (2) 自衛水防組織を置いた場合は、その組織及び構成員、統括責任者の氏名及び連絡先、洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先を遅滞なく市長に報告してください。また、当該事項を変更したときも、同様です。(水防法第15条の3第2項及び水防法施行規則第17条関連)

上記(1)の避難確保計画を作成したときの報告は、別紙1の報告書とともに計画書を、(2)の自衛水防組織を設置した場合の報告は、別紙2の報告書により、それぞれ総務企画局危機管理室へ提出してください。

平成 年 月 日

避難確保計画作成（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、別添のとおり避難確保計画作成（変更）しましたので、報告します。

施 設 名			
施設の範囲※（○で囲む）		高齢者施設 障害児・者施設 乳幼児施設 その他	
所 在 地		川崎市 区	
所有者・管理者 (どちらかに○)	氏 名	(フリガナ)	
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)	電話番号
備 考			受付

※施設の範囲

高齢者施設	老人福祉センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、軽費老人ホーム、軽費老人ホームケアハウス、老人いきいの家
障害児・者施設	障害者支援施設、障害福祉サービス事業施設、福祉ホーム、聴覚障害者情報文化センター、視覚障害者情報文化センター、地域療育センター、障害児入所施設、身体障害者福祉センター、地域作業所、地域活動支援センター、地域生活支援センター、精神障害者生活訓練施設、小規模通所授産施設、福祉パル、救護施設、情緒障害児短期医療施設、特別支援学校
乳幼児施設	認可保育所、家庭保育福祉員、認可外保育施設（認定保育園、地域保育園、おなかま保育室）、病児・病後児保育施設、乳児院、児童養護施設、一時保護所、こども文化センター、子ども夢パーク、幼稚園
その他	病院、診療所、助産所（有床に限る）

自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書

川崎市長 様

水防法第 15 条の 3 第 2 項及び水防法施行規則第 17 条に基づき、別添のとおり報告します。

施設名 (共同の場合は、代表施設)					
所在地		川崎市 区			
所有者・管理者 (どちらかに○)		氏 名	(フリガナ)	変更※1	登録※2
自衛水防組織の職務等		氏 名	連 絡 先	変更※1	登録※2
統括管理者					
洪水予報等の伝達を受ける構成員	統括管理者の代行者				
	統括・情報班長				
	統括・情報班				
	統括・情報班				
	避難誘導班長				
	避難誘導班				
	避難誘導班				
自衛水防組織及び構成員		別紙「自衛水防組織図」			
担当者の氏名及び連絡先		(フリガナ)	電話番号		
備 考				受付	

※1：変更の場合は○印を記してください。

※2：「メールニュースかわさき」を登録している場合は、○印を記してください。

＜参考１＞ 水防法及び水防法施行規則の主な改正（下線部分は改正箇所）

●水防法第１５条抜粋（災害時要援護者施設関連事項のみ）

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項 に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項 に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 略

二 略

三 略

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等 略

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設 略

２ 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 略

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 略

３ 略

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を実施するほか、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

●水防法施行規則（災害時要援護者施設関連事項のみ）

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画に定めるべき事項）

第十六条 法第十五条の三第一項の要配慮者利用施設（法第十五条第一項第四号ロに規定する要配慮者利用施設をいう。以下同じ。）の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 要配慮者利用施設における洪水時等の防災体制に関する事項
- 二 要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の避難の誘導に関する事項
- 三 要配慮者利用施設における洪水時等の避難の確保を図るための施設の整備に関する事項
- 四 要配慮者利用施設における洪水時等を想定した防災教育及び訓練の実施に関する事項
- 五 自衛水防組織を置く場合にあっては、当該自衛水防組織の業務に関する次に掲げる事項
 - イ 水防管理者その他関係者との連絡調整、利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害の軽減のために必要な業務として自衛水防組織が行う業務に係る活動要領に関する事項
 - ロ 自衛水防組織の構成員に対する教育及び訓練に関する事項
 - ハ その他自衛水防組織の業務に関し必要な事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項

（自衛水防組織に関する規定の要配慮者利用施設についての準用）

第十七条 第十三条及び第十五条の規定は、要配慮者利用施設の自衛水防組織について準用する。この場合において、同条中「第十五条の二第十項」とあるのは、「第十五条の三第二項」と読み替えるものとする。

（統括管理者の設置等）

第十三条 地下街等の自衛水防組織には、統括管理者を置かなければならない。

- 2 統括管理者は、地下街等の自衛水防組織を統括する。
- 3 地下街等の自衛水防組織にその業務を分掌する内部組織を編成する場合は、当該内部組織の業務の内容及び活動の範囲を明確に区分し、当該内部組織にその業務の実施に必要な要員を配置するとともに、当該内部組織を統括する者を置くものとする。

（地下街等の自衛水防組織の設置に係る報告事項）

第十五条 法第十五条の二第十項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 統括管理者の氏名及び連絡先
- 二 自衛水防組織の内部組織の編成及び要員の配置
- 三 法第十五条第一項第一号 に規定する洪水予報等の伝達を受ける構成員の氏名及び連絡先

多摩川氾濫危険情報

平成××年×月×日×時×分

京浜河川事務所・横浜地方気象台共同発表

多摩川では、氾濫危険水位に到達 氾濫のおそれあり

【主文】

多摩川の石原水位観測所では、氾濫危険水位（レベル4）に到達しました。氾濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意してください。

【降雨と水位の現況】

降り始めの○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、85 ミリに達しました。

多摩川の水位は○日○時○分現在、次のとおりです。

石原水位観測所（東京都調布市）で 4.90m（水位危険度レベル4）上昇中

【降雨と水位の予想】

この雨は、当分この状態が続くでしょう。○日○時から○時までの多摩川流域の流域平均雨量は、30 ミリの見込みです。

多摩川の水位は、○日○時頃には、次のとおりと見込まれます。

石原水位観測所（東京都調布市）で 5.10m程度（水位危険度レベル4）

【参考】

石原水位観測所

受け持ち区間

（左岸）東京都府中市から東京都狛江市

（右岸）東京都多摩市から神奈川県川崎市

氾濫危険水位 4.90m、避難判断水位 4.30m、氾濫注意水位（警戒水位）4.30m

水防団待機水位 4.00m、平常水位 0.78m

水位危険度レベル

- レベル5 氾濫の発生
- レベル4 氾濫危険水位超過
- レベル3 避難判断水位超過
- レベル2 氾濫注意水位（警戒水位）超過
- レベル1 水防団待機水位超過

※ 電子メール等では、携帯電話の文字数の制限から、要約した内容を配信いたしますので、その他の方法で、詳細を御確認ください。

< 参考 3 > 洪水予報及び氾濫警戒情報に関する水位観測所・水位

1 多摩川及び鶴見川の水位観測所・水位

河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水 位
多 摩 川	石原	調布市多摩川 3 丁目	4.00	4.30	4.30	4.90	5.94
	田園調布(上)	大田区田園調布	4.50	6.00	7.60	8.40	10.35
	多摩川河口	川崎区殿町	2.30	2.80	—	3.80	3.80
鶴 見 川	亀の子橋	横浜市港北区小机町	5.30	5.80	5.90	6.80	8.27
	綱島	横浜市港北区綱島東	3.00	3.50	4.00	4.80	5.40
	末吉橋	幸区小倉	2.20	2.70	—	3.40	3.82

2 水位周知河川の水位観測所・水位

河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
矢 上 川	矢上橋	幸区北加瀬	2.60	3.80	4.10	4.80

河 川 名	基準水位 観測所名	所 在 地	水防団 待 機 水 位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位
三 沢 川	天宿橋	多摩区菅 2 丁目	2.10	3.20	4.65	5.20
平 瀬 川	平瀬橋	高津区久地	3.50	4.00	4.00	4.60
	嶋田人道橋	宮前区初山	1.35	1.85	1.85	2.85
平瀬川支川	あゆみ橋	宮前区菅生 2 丁目	0.90	1.30	1.30	1.70
ニヶ領本川	長尾橋	多摩区長尾	2.30	2.80	3.35	3.50
五 反 田 川	栄橋	多摩区枳形	1.50	2.00	2.00	2.80
鶴 見 川	寺家橋	麻生区早野	2.75	3.50	3.90	4.80
	岡上橋	麻生区岡上	1.10	2.70	2.80	3.70
矢 上 川	西ヶ崎橋	高津区子母口	2.00	3.00	3.35	4.30
麻 生 川	新三輪橋	麻生区上麻生 7 丁目	1.20	2.60	2.60	3.15
有 馬 川	五月橋	高津区野川	1.00	2.00	2.45	3.25
真 光 寺 川	矢崎橋	東京都町田市	2.36	2.86	—	3.16

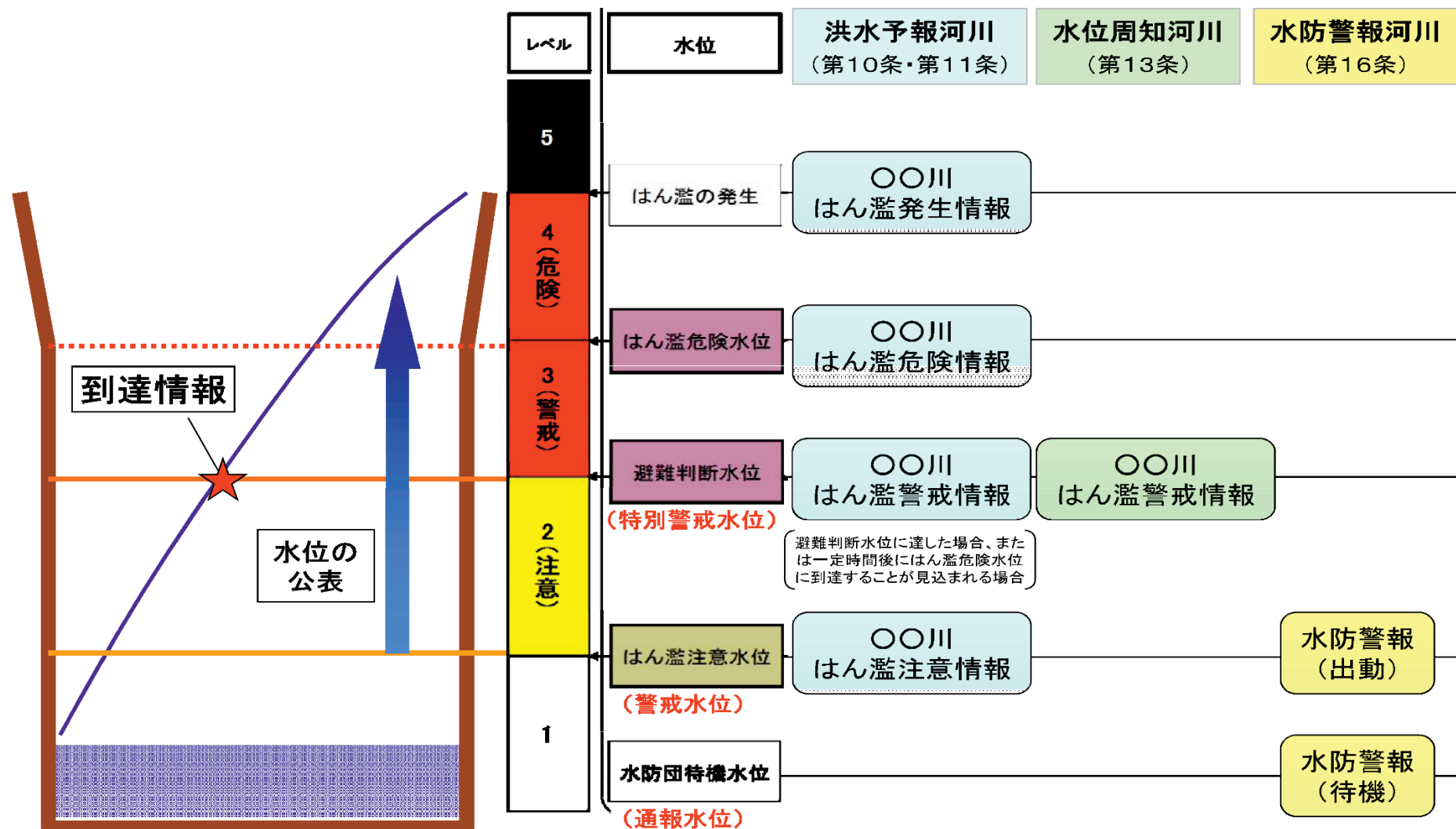
水位観測所位置図





防災情報体系

※ 橋脚や量水標に危険レベルがわかるよう全国統一したカラー表示



国土交通省資料抜粋



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

問い合わせ先

＜災害時要援護者施設の範囲・気象情報・避難に関する情報・情報の伝達・避難行動・避難確保計画・訓練・報告事項に関すること＞

川崎市川崎区東田町5-4 川崎市役所第3庁舎7階

川崎市総務企画局危機管理室 初動対策担当

電話：044-200-2841 FAX：044-200-3972

E-mail:17kiki@city.kawasaki.jp

＜洪水のリスク・洪水予報の内容・洪水の危険性・河川対策に関すること＞

川崎市川崎区駅前本町12-1 川崎駅前タワー・リバービル14階

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

電話：044-200-2902 FAX：044-200-7703

E-mail:53kasen@city.kawasaki.jp

計画作成要領等の様式の入手方法

避難確保計画のひな型と、「避難確保計画作成（変更）報告書」及び「自衛水防組織及び統括管理者等の連絡先（変更）報告書」のWord形式のファイルは、次のとおり市ホームページに掲載しておりますので、御活用ください。

- 1 市のホームページ⇒トップページ⇒暮らし・手続き⇒緊急情報・日頃の備え⇒防災⇒災害時要援護者対策⇒災害時要援護者施設における洪水時の避難確保計画の作成等について

- 2 URL：<http://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000058043.html>